

令和8年第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年7月10日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子
舘林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢
林 明 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範
山中 敏彰

欠席委員

栗本 恒雄

議長

林 安廣

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖
山口 温朗

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
副主査	山田 潤一郎	主任	小栗 照之
主任主事	熊澤 宏之	主事	藤野 元志

関係者

農林課副主査 水口 佳祐

議 事

- | | |
|----------|--|
| 議案第 26 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について |
| 議案第 27 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について |
| 議案第 28 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について |
| 議案第 29 号 | 地域計画変更のための意見聴取について |
| 議案第 30 号 | 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について |
| 報告第 22 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について |
| 報告第 23 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について |
| 報告第 24 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について |

議長

それでは、令和8年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
本日は、栗本会長が欠席でございますので、私、林安廣が議長を務めさせていただきます。

議長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。
それでは、議席番号17番、永田俊幸委員、議席番号18番、野々村貢委員の両委員、よろしくお願いいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第26号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について」、今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第26号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、鷺山及び木田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
2番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
3番及び4番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。
3ページをお願いします。
5番、岩地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。
6番、日置江地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。

4 ページをお願いします。

7 番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための共有持ち分の 3 分の 1 の所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 26 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、1 番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番及び 4 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

4番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番及び7番、日置江・柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

6番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、ジャガイモ、キュウリ、玉ねぎを栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 26 号について何か御意見等ございましたら、御発言願います。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案 第 26 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 27 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請」の審議について、今回の申請は、2 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 27 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
6 ページの総括表をご覧ください。
今回は、2 件、844 平方メートルです。
7 ページをお願いします。
1 番、黒野地区の申請は、店舗用駐車場として転用するものです。
申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。
第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。
2 番、三輪地区の申請は、畑地転換で一時転用するものです。
申請地は、申請に係る農地からおおむね 300 メートル以内に高速自動車道路の出入口があるため、第 3 種農地と判断します。
よって許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 27 号について事務局から説明がありました。
議案第 27 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案 第 27 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 28 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請」の審議について、今回の申請は所有権の移転 4 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 28 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、5 件、10,517.94 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、西郷地区の申請は、所有権移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、岩地区の申請は、使用貸借権の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、エコステーションに転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

11 ページをお願いします。

5 番、柳津地区の申請は所有権移転により、工作機械製造工場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

また、一部の農地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

第 1 種農地であります。が、転用目的が、県承認済みの地域経済牽引事業計画に基づき、岐阜市の土地利用調整区域である、柳津地域ものづくり産業等集積地において施設用地を整備するものであるため、例外的に許可し得るものです。

また、第 3 種農地については許可し得るものです。

なお、5 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模案件になりますので、49 ページに位置図を付けてございますので、ご確認ください。

転用される場所は、且格小学校から東へ約 1 キロメートルほどの農地です。
以上でございます。

議長

ただいま、議案第 28 号について事務局から説明がありました。

5 番、柳津地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、5 番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

5 番の申請は、工作機械製造工場として転用するものです。

6 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 28 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 28 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 29 号、「地域計画変更のための意見聴取について」、令和 8 年 7 月 1 日付け、岐阜市経農第 483 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

それでは、議案第 29 号の地域計画変更のための意見聴取についてご説明いたします。

農林課の水口と申します。

今回は、地域計画の区域内農地にて、農地転用の事案が発生したため、地域計画区域から該当農地を外す地域計画の変更を行うものです。

地域計画を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととされておりますので、議案として諮らせていただきます。

それでは、お手元の資料の 13 ページの「地域計画変更内容一覧」をご覧ください。

今回は、山県地区で 8 筆の農地転用事案が発生しております。

では、14 ページから 16 ページの地域計画変更案をご覧ください。

こちらが山県地区の地域計画変更案でございます。

黄色で着色しております「区域内の農用地等面積」を対象農地の面積を除いた数値に変更しております。

また、集積率も変更しております。

目標地図は 17 ページ、18 ページにございます。

今回変更する農地を、申出地ナンバー 1 として載せてございます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 29 号について関係部局から説明がありました。

議案第 29 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 29 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 30 号、「岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、令和 8 年 7 月 1 日付け、岐阜市経農第 488 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

議案第 30 号の内容について、引き続き農林課水口より説明させていただきます。

今回は、1 件の農用地区域からの除外の申出で、先ほどの議案第 29 号において地域計画区域から外した農地の除外になります。

21 ページをご覧ください。

農用地区域からの除外で、田 8 筆 9, 427 平方メートルとなります。

22 ページをご覧ください。

農用地区域から除外のあった 1 件の詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

整理番号 1 については三輪地区の農産物を活用した加工・販売・調理施設の建設を除外理由とした申出です。

24 ページに位置図をつけておりますのでご覧ください。

なお、23 ページの 3、「市町村検討調書」に記載しておりますように、除外の申出のありました 1 件は、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 30 号について関係部局から説明がありました。

議案第 30 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 30 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 22 号から第 24 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、報告第 22 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。

26 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、25 件、合計 53, 014. 31 平方メートルです。

続きまして、報告第 23 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

28 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、11 件、合計 3,918.93 平方メートルです。

明細は、29 ページから 31 ページです。

続きまして、報告第 24 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

33 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、55 件、合計 24,008.78 平方メートルです。

明細は、34 ページから 48 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 6 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

発言もないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、本日が任期最後の総会でございます。

委員の皆様方におかれましては、3 年間、本当にお疲れ様でした。

また本会の運営にご尽力くださったこと、厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 26 分閉会を宣す。